

研究ノート

幼児期の和楽器体験についての一考察 ー音楽教育における幼保小連携についてー

古根川 円*1

キーワード：幼稚園教育要領、小学校音楽科、幼保小連携、和楽器、音楽教育

1 はじめに

幼児期から児童期の子どもが接する音楽は、テレビ、ゲーム、スマートフォン等からあふれる音楽と、幼稚園・保育所、小学校で接する音楽がある。現在の日本は子どもの歌やポップスに至るまで西洋音階を基本とした音楽があふれていると言える。神社や盆踊りなどで流れる音楽に出会うことのほうが珍しく、新鮮に感じることもある。

しかし、幼稚園教育や小学校教育の指針となる幼稚園教育要領や小学校学習指導要領には、日本の伝統文化や和楽器にふれることを明示している。平成 29、30、31 年度改定の幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂のポイント¹⁾を見ると、次のように記されている。

「4. 教育内容の主な改善事項」に 6 つの育成・充実が示されており、その中の「伝統や文化に関する教育の充実」では、

・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
・古典など我が国の言語文化(小中：国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小：社会)、わが国や郷土の音楽、和楽器(小中：音楽)、武道(中：保健体育)、和食や和服(小：家庭、中：技術・家庭)などの指導の充実(下線は筆者による)

と伝統や文化に関する教育の充実ポイントが挙げられている。

小学校・中学校では音楽の教科書に郷土の音楽、和楽器が取り上げられてから数年経つ。しかし、教科書を用いない幼児教育では、それぞれの園の裁量に任せられていると言える。子どもの歌や子ども向けのテレビ番組の多くは西洋音階を基に作曲されているが、幼児教育では季節の行事を多く取り入れる傾向にあり、わらべ歌等の伝統的な歌が取り上げられる機会がある。近年、わらべ歌の音域や構造が、声帯の発育途上で声域が狭い子どもに優しいことから見直されている。しかしながら、子どもが耳にする楽器はほとんどが西洋楽器である。

このように国が示す方向性と、幼児教育での音楽教育の傾向に生じた若干のずれを課題と考えた。本稿では幼児期に和楽器体験ができるように、保育学生と実践した例を挙げ、音楽教育の学びの連続性について考察を行う。

2 音楽教育における和楽器の扱い

2006 年(平成 18 年)に公布・施行された現行の教育基本法は 1947 年(昭和 22 年)以来、60 年ぶりに改訂された。第二条第五項において「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」²⁾と示されている。

また、学校の音楽科授業において和楽器をどのように扱うかは、学習指導要領改訂のたびに議論となってきた。議論の歴史の中で変換点となったのは、1998 年(平成 10 年)告示された中学校の学習指導要領で、

*1 至誠館大学 現代社会学部

「和楽器については3 学年間を通じて1 種類以上の楽器を用いること」³⁾が定められている。それまで日本の伝統音楽学習は、鑑賞教材として扱われることが多くみられたが、学習指導要領のこの文言により実践的な取り組みへと変わっていった。現行の2017 年（平成29 年）告示の学習指導要領でも、伝統音楽を学習項目のひとつとして位置付けている。音楽のみに限らず、教育内容の主な改善事項として「古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実」⁴⁾が明記されている。

3 幼児教育と小学校低学年における音楽観

小学校以降の音楽教育は、小学校入学の学童期から

突然スターするものではなく、0 歳から6 歳（小学校就学前）までの豊かな学びの上に成り立っている。幼児期の教育は、教育基本法第十一条において「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである（省略）」⁵⁾と明記され、学校教育法二十二条に「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」⁶⁾とある。

幼稚園教育要領には「環境を通して行う教育」「幼児の主体性」「遊びを通しての総合的な指導」の重要性が記載されている。

そこで、小学校低学年「音楽科」の目標と、音楽科に該当する幼児教育での領域「表現」のねらいの比較を行った。（表1）

表-1 領域「表現」と小学校学習指導要領「音楽」目標部分の比較

幼稚園教育要領 感性と表現に関する領域「表現」	小学校学習指導要領「音楽」
感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。 (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。 (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。
◇ねらい	◇第1学年及び第2学年 目標
(1) いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性をもつ	(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。	(2) 音楽表現を考えて表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	(3) 楽しく音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

（下線は筆者による）

表1は平成30年3月全面実施の幼稚園教育要領と平成29年7月告示の小学校学習指導要領「音楽編」から、それぞれの目標とねらいを示した。小学校学習指導要領は今回の改定で、「生きる力」をより具体化し三つの柱に基づく構成になっている。上記の(1)は「知識及び技能」、(2)は「思考力、判断力、表現力等」、(3)は「学びに向かう力、人間性等」を目指す項目になっている。

幼稚園から小学校への移行は、幼児の発達を考え、学びの連続性のスムーズな移行が重視されている。そこで、表1では領域「表現」のキーワードとなる「表現」「感性」「楽しむ」に着目し、小学校「音楽科」の目標と、第1学年及び第2学年の目標に同じキーワードが見られるか比較を行った。小学校「音楽科」の目標と、第1学年及び第2学年の目標の、それぞれの項目に3つのキーワードが1～2個出現し、幼児教育で育まれた遊びや環境を通して楽しみながら学びを深めていく方向性を踏襲されていると感じた。

4 保育現場での和楽器について

ここまで、小学校以降の音楽教育では和楽器にふれる機会をもつことが学習指導要領で求められていることや、伝統や文化に関する教育の充実について述べてきた。次に、幼児教育での扱いを検討した。

幼児教育では伝統的な季節の行事を、音楽や造形、体験活動で取り入れる傾向があり、わらべうた等も取り組み方の大小はあるものの、多くの保育学生が子どもの頃行った経験をもっている。しかし、和楽器については、和太鼓に取り組むことはあってもそれ以外の和楽器を見たり、聞いたり、ふれる機会はほとんどないと保育学生の聞き取りから分かった。取り扱いが少ない理由は、和楽器は子どもが演奏するには難しいと考えられる。また、保育者が取り扱う楽器も全国的にピアノかギターに統一されている。日本の幼児教育の歴史の中で、ピアノやギターは音程の便利さや、持ち運びの便利さから主流になってきた。保育養成校でもピアノを中心に指導している。

このような背景から、子どもにとって和楽器（箏や尺八、三味線）は、テレビや神社のお祭りですぐに耳

にするもの、または一部のお年寄りがたしなむもの、といった遠い存在であると感じている印象をもつ。

そこで、幼児期から日本古来の音階や音色を聞く機会があれば、日本人としての感性、伝統や文化を肌で感じることはできないのではないかと考え、保育者を目指す音楽授業において和楽器を使用した実践プログラムを行った。

5 和楽器を使用した参加型コンサート

5.1 目的

- ・幼児期から日本の伝統や文化にふれるために、本物の和楽器を聞く機会にする
- ・わらべ歌や唱歌など、知っている曲を和楽器の演奏で聴いた時の違いを楽しむ
- ・和楽器を使用していても、洋楽のコンサート同様に楽しいと感じられる
- ・聴くだけでなく、音楽に合わせて動くなど参加型にすることで、一体感を味わう
- ・実際に音を出してみる体験を組み込み、自分の手で楽器の音を出し、和楽器を身近に感じる

以上の目的をたて、保育者を目指す学生を中心に、子どもたちに向けたコンサートを行うことをゴールとし、本学サークル^{註1}所属学生と2つの授業^{註2}のコラボレーションとして行った。

5.2 実践内容

「和楽器と出会う～箏^{そう}～ はじめのいっぽ」とコンサートのタイトルを決め実践を行った。

◇2022年度（図-1 参照）

日時：2023年2月11日（土）13:00～14:30

場所：至誠館大学附属図書館ロビー

参加学生：11人

観客：萩市民37名うち未就学児7名

◇2023年度（図-2 参照）

和楽器と出会う～箏^{そう}～ はじめのいっぽ
一冬の歌がきこえてくるよー

日時：2023年12月18日（月）

場所：至誠館大学音楽室

参加学生：10人

観客：高大連携協定校附属幼稚園年長児16名、引率者3名、保護者2名、計21名

2022年度は初回を記念し、大学内図書館ロビーを会場とし、観覧予約を市民から募った。参加者37名のうち未就学児は7名であった。

箏の最も有名な曲として「さくら」を取り上げ、水野利彦編曲の「こと絵巻 さくら」を演奏した(図-3)。その他に「証城寺の狸囃子」を紙芝居と演奏で(図-4)、「うれしいひなまつり」を演奏と振り付けで行い(図-5)、幼児がよく知っている「となりのトトロよりさんぽ」を箏で演奏し、全員で歌うプログラムとした。ワークショップとして、箏にふれる体験を事前予約で募集し、13名が体験した。

お爪を手を持つことも初めてだった参加者は、新鮮な気持ちで取り組んでいた。「さくら」の冒頭七七八(ひーひーはー)を実際に鳴らし、また、一から巾、巾から一までの絃を爪で流す流し爪という奏法など、ピア

ノやギターとは違う音色や音の出し方を楽しむ様子が見られた。

ワークショップ(図-6)は学生の学びを考え、学生主体で行う企画を立てた。学生自身も箏の初心者であることから難しいのではないかと不安もあったが、保育者を目指す学生は、子どもの目線に立ち、自分たちが習ったことを子どもにわかりやすい言葉で伝え、少しでもできたことを褒め、次のステップに導く実践をし、ワークショップは終始笑顔が絶えない場となった。今回の目的のひとつである「自分の手で楽器の音を出すことで和楽器を身近に感じる」を十分に達成していたと言える。

2023年度は、本学と高大連携協定を結んでいる高校の附属幼稚園から年長児16名、引率者3名、保護者2名、計21名を招き本学音楽室で行った。

開催時期が12月であったため、副題に「冬の歌がきこえてくるよ」として「たきび」や「ゆき」など唱歌を箏で演奏した(図-7)。また、今回の大きな企画とし

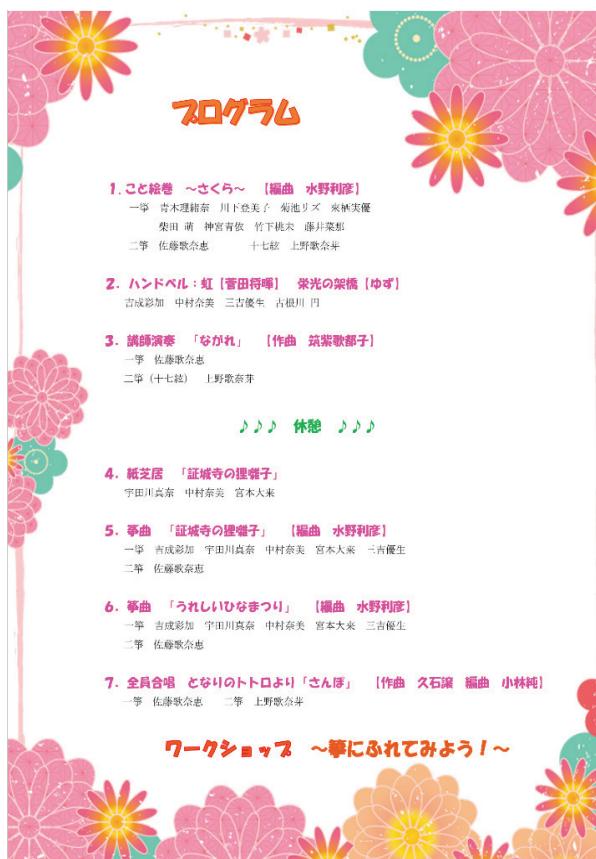


図-1 2022 年度プログラム



図-2 2023 年度プログラム



図-3 2022 年度「さくら」^{註4}



図-5 2022 年度「うれしいひなまつり」の
演奏と振り付け



図-4 2022 年度「証城寺の狸囃子」の紙芝居



図-6 2022 年度ワークショップ箏に
ふれてみよう

て、昔話「つるのおんがえし」を和楽器演奏による音楽付き読み聞かせとして行った（図-8）。この発表は、宮田耕八朗作曲の箏、十七絃、尺八による演奏と学生の読み聞かせによる発表であった。実物の箏、十七絃、尺八を間近で見聞きする体験は参加した子どもたちにとって初めてであり、「いろいろな音が出せることに驚いた」といった感想が聞かれた。

2023 年度のワークショップはコンサート開始前に行った。子どもたちが会場に入場した際、並んでいた箏に興味を示したので、それぞれの箏についている学生が子どもに声掛けをし、自由にさわってもらう形で行った。子どもたちは、自分が立っている位置により琴柱の左右で音が違うことや、想像以上に箏が長いこと、絃の張りが固いことなど、それぞれが気づいたことを口に出している様子が見られた（図-9）。

最後は 12 月によく歌われる「あわてんぼうのサンタクロース」を箏の演奏で、振り遊びをしながら行っ

た（図-10）。

6 幼児教育と学びの連続性

前項では本学の保育士養成校としての実践例を示した。小学校以降の学習指導要領から、小学校で「音楽」を学ぶ前に、幼児期から日本の伝統文化を知る機会の必要性を提案したい。幼稚園教育要領に幼稚園教育の基本として「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」⁷⁾と記されている。

我が国の伝統文化を知り、学び、継承する心を育てることは、学校教育が始まる以前からできることであり、様々なことを柔軟に感じることができる幼児期から始めることが望ましいと考える。ピアノやギターなど西洋楽器と同様に和楽器が身近に感じられること、



図-7 2023 年度「たきび」「ゆき」



図-9 2023 年度 ワークショップ箏に
ふれてみよう



図-8 2023 年度 昔話「つるのおんがえし」



図-10 2023 年度箏の演奏で歌と振りをつけて

音色や音程の作り方の魅力を知ること、和楽器のルーツが他国にあることを知ることなど、音楽科のみならず小学校以降の学びに繋がる要素が多くあると考えている。

幼児教育では発達の連続性、学びの連続性の大切さが謳われている。子どもたちの心に、興味・関心が芽生える種をまくタイミングは、子どもを取り巻く環境により様々である。現状では、保育所、認定こども園、幼稚園などの子どもに関する施設が独自に工夫し、様々な取り組みを行っている。伝統的な行事を計画し、外部講師を招いての茶道体験等も貴重な一つである。和楽器は楽器がないと着手できないデメリットがあるため、地域の学校、公民館との連携が必要となってくる。外部から人を招く、あるいは体験ができる場所へ出かけるなど方法は様々であるが、子どもの発達を考えながら楽しく出会える環境づくりが課題だと感じる。

7 おわりに

幼児期から小学校低学年「音楽」について、学指導要領と幼稚園教育要領を比較しながら、伝統や文化に関する教育の充実に視点を当て考察を行った。発達や学びの連続性を考え、伝統や和楽器にふれる機会を幼児期からスタートできないかと保育学生との実践を一例として挙げた。保育学生も中学校で和楽器に少しふれた程度というレベルであるが、将来保育者として子どもに伝統や文化、和楽器を伝える一助になれば、という願いでこのコンサートを 2022 年度から行っている。

このコンサートが実現できたのは、本学サークルが文化庁の邦楽普及拡大推進事業採択^{註3}を受けているお陰であり、心より感謝申し上げる。先に述べたが、学校や幼児教育施設が実践したいと考えても、楽器をすぐに揃えることができない現実がある。子どもたち

に多くの体験の機会を提供するには、大人が情報収集を行い、様々な機関と連携し知恵を出し合っていく必要性を痛感している。小学校以降の学びの興味・関心の芽は幼児教育から始まっていると言える。子どもに関わる全ての大人は、まいた種がいつ芽生えるかわからずとも、または花開かないことも承知の上で、子どもの心に「楽しい」の種をまき続けなければと考える。保育者養成校として、未来の保育者の養成とともに、大学の知財を地域の幼児教育に還元していくことが今後の課題である。

謝辞

本研究にあたって、文化庁文化庁邦楽普及拡大促進事業、たましげ琴製作所生田流箏曲筑紫会飛梅司大師範佐藤歌奈恵先生、萩市観光協会、萩光塩学院幼稚園など、多くの方々に大変お世話になりました。ここに記して感謝の意を表します。

[註]

註1

・本学で2016年から始まった音楽サークル「Music Communication Labo 音楽奏で隊」は、地域イベントに出演するなど活動している。2022年文化庁の邦楽普及拡大推進事業の採択を受け、第10面の無償貸与、講師派遣、演奏会支援を受けている。

註2

・2つの授業とは、本学が開設している、「子どもの音楽遊びⅡ」(2年生)と「音楽コミュニケーション」(3年生)の授業を指す。いずれの授業も幼稚園教諭免許状必修授業である。

註3

・文化庁邦楽普及拡大促進事業

<https://hougakushien.jp> (アクセス日 2024.10.6)

註4

・図3～10は参加者に公表の許可を事前に取り掲載した。

[引用文献]

- 1) 文部科学省 (2018) 「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改正のポイント」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661 (アクセス日 2024.10.5)
- 2) 文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, 24-25
- 3) 文部科学省 「中学校学習指導要領」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/index.htm (アクセス日 2024.10.5)
- 4) 文部科学省 (2018) 「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661 (アクセス日 2024.9.28)
- 5) 文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, 280
- 6) 文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, 282
- 7) 文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, 288

[参考文献]

- 1) 伊崎一夫 (2022) 「伝統文化の学びと幼児教育への期待 (1) —非日常に出会う価値—」『伝統文化』3, 17-27
- 2) 小塩さとみ、大学みき子 (2020) 「教員養成大学における和楽器の指導に関する一考察 専門科目「和楽器」における箏と自主授業における三味線の取り組み」『宮城教育大学紀要』54, 215-229
- 3) 瀧明知恵子 (2018) 「小学校音楽科の伝統文化尊重における一考察～和楽器伝承における視点から～」『奈良学園大学紀要』9, 99-109
- 4) 星野英五 (2017) 「幼保小の連携に即した音楽関連授業の考察—保育者の音楽意識の調査から—」『名古屋芸術大学研究紀要』38, 249-255
- 5) 山内信子、持田葉子 (2017) 「幼小接続期における音楽表現活動の検討」『聖和帯域大学紀要』2, 63-71
- 6) 菅生千穂 (2009) 「小中学校音楽の授業における箏

の可能性」『群馬大学教育実践研究』26, 57-65

- 7) 文部科学省（2018）『幼稚園教育要領解説』フレーベル館
- 8) 文部科学省（2018）『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編』東洋館出版
- 9) 有本真紀他（2023）『新版教員養成課程小学校音楽科教育法2022年改定版』教育芸術社